

静岡県告示第489号

ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年静岡県告示第828号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月14日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第6 給付金の額等</p> <p>給付金の額等は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 受講開始時給付金については、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の30パーセントに相当する額とする。ただし、当該30パーセントに相当する額が7万5千円を超えるときの支給額は7万5千円とし、当該30パーセントに相当する額が4千円を超えないときは支給しないものとする。</u></p>	<p>第6 給付金の額等</p> <p>給付金の額等は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 通信制の場合</u></p> <p><u>ア 受講開始時給付金については、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40パーセントに相当する額とする。ただし、当該40パーセントに相当する額が10万円を超えるときの支給額は10万円とし、当該40パーセントに相当する額が4千円を超えないときは支給しないものとする。</u></p> <p><u>イ 受講修了時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の50パーセントに相当する額からアとして支給した額を差し引いた額とする。ただし、当該50パーセントに相当する額とアの合計が12万5千円を超えるときは、受講修了時給付金とアの支給額の合計は12万5千円とし、4千円を超えないときは支給しないものとする。</u></p> <p><u>ウ 合格時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の10パーセントに相当する額とする。た</u></p>

(2) 受講修了時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の40パーセントに相当する額から(1)として支給した額を差し引いた額とする。ただし、当該40パーセントに相当する額と(1)の合計が10万円を超えるときは、受講修了時給付金と(1)の支給額の合計は10万円とし、4千円を超えないときは支給しないものとする。

だし、当該10パーセントに相当する額とア及びイとの合計額が15万円を超えると
きの支給額は、15万円から当該支給対象者に係るア及びイの額を控除した額とする。

(2) 通学又は通学及び通信制併用の場合

ア 受講開始時給付金については、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の40パーセントに相当する額とする。ただし、当該40パーセントに相当する額が20万円を超えるときの支給額は20万円とし、当該40パーセントに相当する額が4千円を超えないときは支給しないものとする。

イ 受講修了時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の50パーセントに相当する額からアとして支給した額を差し引いた額とする。ただし、当該50パーセントに相当する額とアの合計が25万円を超えるときは、受講修了時給付金とアの支給額の合計は25万円とし、4千円を超えないときは支給しないものとする。

ウ 合格時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の10パーセントに相当する額とする。ただし、当該10パーセントに相当する額とア及びイとの合計額が30万円を超えると

<p>(3) <u>合格時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の20パーセントに相当する額とする。ただし、当該20パーセントに相当する額と(1)及び(2)との合計額が15万円を超えるときの支給額は、15万円から当該支給対象者に係る(1)及び(2)の額を控除した額とする。</u></p>	<p><u>きの支給額は、30万円から当該支給対象者に係るア及びイの額を控除した額とする。</u></p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中

「

5 講座の名称	
---------	--

」

を

「

5 講座の名称	
	(受講方法) 通信制 ・ 通学制 ・ 通学及び通信制の併用

」

に改める。

様式第2号中

「

5 講座の名称	
---------	--

」

を

「

5 講座の名称	
	(受講方法) 通信制 ・ 通学制 ・ 通学及び通信制の併用

」

に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年3月31日までに修了した対象講座に係る受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、第6(1)ア及び(2)アの「40パーセント」を「30パーセント」に、同(1)アの「10万円」を「7万5千円」に、同(2)アの「20万円」を「7万5千円」に、同(1)イ及び(2)イの「50パーセント」を「40パーセント」に、同(1)イの「12万5千円」を「10万円」に、同(2)イの「25万円」を「10万円」に、同(1)ウ及び(2)ウの「10パーセント」を「20パーセント」に、同(2)ウの「30万円」を「15万円」に読み替えて支給するものとする。